第16号の２様式別表３記載要領

［１～３　略］

４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

［様式略］

第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）

［様式略］

第16号の５様式記載要領

［１～４　略］

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

［７　略］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式略］

第17号様式別表記載要領

［１～10　略］

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。23歳未満の扶養親族を有する者が新生命保険料を申告する場合は、「摘要」の欄に「租税特別措置法第41条の15の５第１項適用」と記載してください。

［12～21　略］

第16号の２様式別表３記載要領

［１～３　同左］

４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

［様式同上］

第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）

［様式同上］

第16号の５様式記載要領

［１～４　同左］

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号及び法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

［７　同左］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式同上］

第17号様式別表記載要領

［１～10　同左］

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。

［12～21　同左］